(広報資料)



オンライン申請で便利になります。

24時間365日、**手続可能!**



令和4年8月2日京都市都市計画局

担当 建築指導部建築審査課

電話 075-222-3616

担当 建築指導部建築安全推進課

電話 075-222-3613

建築基準法に基づく定期報告の電子申請による受付を開始します

京都市では、京都市建築物安心安全実施計画において「円滑な建築関係手続の推進」を重点施策の一つに掲げ、市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化を推進しています。

この度、建築基準法に基づく定期報告について、下記のとおり、インターネットを利用した電子申請の受付を開始しますので、お知らせします。

記

1 電子申請について

(1) 対象となる行政手続

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく建築物、建築設備、防火設備の定期報告(以下「定期報告」という。)

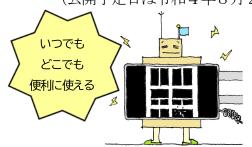
(2) 受付を開始する日時

令和4年9月1日(木)午前0時から

- (3) 申請の方法
 - ア <u>「京都府・市町村共同電子申請システム」</u>の専用ホームページからアクセスしてください。電子メールでは受け付けしておりませんので、御注意ください。
 - イ 専用の入力支援ファイルを使用して、報告書を作成してください。
 - ウ 専用ホームページへのアクセス、入力支援ファイル及び報告の手順の説明について は、以下のホームページを御覧ください。

【定期報告の電子申請による受付について】

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000301596.html (公開予定日は令和4年8月29日(月)です。)



二次元コード読み取りはこちら→

京都市 定期報告制度





2 定期報告とは









定期報告=建築物の健康診断!



建築物の健康診断により・・・

- ・施設利用者の安全確保
- 事件事故の未然防止
- ・不具合や傷みの早期発見

○誰もが安全に、安心して利用できる建物に ○建築物の品質・性能を保つことによる資産価値の向上

定期報告の対象となる用途一覧

ホテル、旅館

飲食店、遊技場、公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料 理店

学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ の練習場

劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外に客席を有するものを除く。)、公会堂、集会場

児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場

下宿、共同住宅、寄宿舎

病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)

自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ

事務所その他これに類する用途(当該用途に供する階数が5以上のものに限る。)

前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの

※ 定期報告の対象となるかは、建築物の用途のほか、その規模等により判定します。 詳しくは京都市情報館で御確認ください。

【定期報告の対象建築物について】

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000285300.html

二次元コード読み取りはこちら→



3 お問合せ先

 $\mp 604 - 8571$

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 分庁舎2階

(1) 制度全般・建築物に関すること

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課 安全対策係 電話 075-222-3613

(2) 防火設備・建築設備に関すること

京都市都市計画局建築指導部建築審査課 設備審査係

電話 075-222-3616